算式の符号
［略］
α　0.803
β　0.808

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式
$\{(A \times 0.05 - B) \times \alpha\} \times 0.75 - (C \times \beta) \times 0.75$

算式の符号
［略］
α　0.945
β　0.946

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［略］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$\{4{,}583\text{千円} \times (A \times B) + 1{,}302\text{千円} \times (C \times D)\} \times 0.03705$

（A×B）又は（C×D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式
$\{(A + B) \times \alpha + C \times \beta - (A + B + C) \times \gamma + D + E + F\} \times 0.75$

算式の符号
［略］
β　0.98
γ　0.074

［二・三　略］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［略］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$(A \times 0.00617415) \times 0.75 - (A \times 0.00304993) \times 0.75 + (A \times 0.00740898) \times 0.75 - (A \times 0.00367984) \times 0.75$

［略］

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$(A \times 0.00323408) \times 0.75 - (A \times 0.00161062) \times 0.75 + (A \times 0.00388089) \times 0.75 - (A$

算式の符号
［同左］
α　0.942
β　0.943

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式
$\{(A \times 0.05 - B) \times \alpha\} \times 0.75 - (C \times \beta) \times 0.75$

算式の符号
［同左］
α　0.962
β　0.965

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　［同上］

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$\{4{,}639\text{千円} \times (A \times B) + 1{,}310\text{千円} \times (C \times D)\} \times 0.03709$

（A×B）又は（C×D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式
$\{(A + B) \times \alpha + C \times \beta - (A + B + C) \times \gamma + D + E + F\} \times 0.75$

算式の符号
［同左］
β　0.96
γ　0.075

［二・三　同上］

（地方消費税の基準税額の算定方法）

第十九条の二　［同上］

2　譲渡割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$(A \times 0.00595975) \times 0.75 - (A \times 0.00286316) \times 0.75 + (A \times 0.00715170) \times 0.75 - (A \times 0.00345486) \times 0.75$

［同左］

3　貨物割に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式
$(A \times 0.00327209) \times 0.75 - (A \times 0.00156945) \times 0.75 + (A \times 0.00392651) \times 0.75 - (A$